

藤枝市立西部学校給食センター空調設備賃貸借 仕様書

- 1 目的 藤枝市立西部学校給食センターの調理場に空調設備を設置し、学校給食の実施に必要な衛生管理の環境を実現することを目的とする。
- 2 設置場所 藤枝市大西町一丁目9番3号 藤枝市立西部学校給食センター
- 3 機器数量等 ぐっぴーバズーカエクストラ（EX）シングルタイプ
室内ユニット及び室外ユニット 各6台
- 4 契約期間 契約日から令和10年7月31日まで

5 事業実施スケジュール

実施内容	スケジュール
施工期間	契約締結日から令和8年6月19日
賃貸借期間	令和8年7月1日から令和10年7月31日まで（25か月）

- ・空調設備は6月19日から使用可能な状態とし。それまでに、施設内外の作業及び試運転調整を完了させること。ただし、可能な限り早期対応を図ること。
- ・屋外の配管工事や室外機設置工事等は、給食センター稼働時も影響のない範囲内で施工可能とする。
- ・施設内外の作業日時は、施設長と協議の上、決定することとし、土・日曜日及び祝日の場合も同様とする。

6 賃貸借料の算出

- (1) 賃貸借料については、固定資産税を除き、調査、設計、設置工事（空調設備設置工事単抜き設計書別紙参照（参考））を含め、25か月分のリースを想定し、月額賃貸借料を算出すること。なお、賃貸借期間については、「5 事業実施スケジュール」を参照すること。
- (2) 賃貸借期間中、当該設備の保守は含まないこと。
- (3) 対象機器については、「動産総合保険・普通約款（地震免責）」に加入することとし、その費用を賃貸借料に含めること。
- (4) 賃貸借期間終了後、本契約により設置した設備機器等の全てを発注者へ無償譲渡すること。
- (5) 契約後、当該設備の設置場所の変更または他の機器の取付け等を行う場合は、あらかじめ受注者と協議のうえ、移設費用は市が負担する。
- (6) 原則として、本契約に生じる権利または義務を第三者に譲渡する、若しくは継承させる、またはその権利を担保に供することはできない。

8 設置（施工）仕様

- ① 機器の設置の配置については、「別紙 室内機及び室外機配置図（案）」を参照すること。
- ② 室外機の設置位置に関して、樹木や工作物等の支障物がある場合は、施設管理者と協議の上、受注者において、適切に撤去や移設等の処置を行うこと。
- ③ 施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行った上で、給食運営に支障をきたさないように協力すること。また、大きな騒音、振動を伴う作業を実施する際は、事前に市と協議すること。
- ④ 施設管理者と施工日時、安全管理、養生等に関する調整を十分に行い、受注者の負担で必要な措置を講じること。
- ⑤ 工事期間中は、施設職員及び関係者の安全確保に努めること。
- ⑥ 資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。
- ⑦ 大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること。
- ⑧ 施設敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。
- ⑨ 既設構造物を汚損した場合は、受注者負担にて補修等を行うこと。
- ⑩ 受注者は、契約締結後速やかに設置に関する現地調査を実施し、想定する室外機置場や室内機の設置位置等に関して、市と十分協議すること。
- ⑪ 事前調査により空調設備設置に支障をきたす状況が確認できた場合、受注者は市に報告し、協議を行うこと。
- ⑫ 地上に設置する室外機の基礎は、室外機の荷重を考慮し、割れ等が起きないようにコンクリート基礎にアンカー固定を行うこと。ただし、小型で軽量の機器については、市担当者と協議を行ったうえで、スライドブロック等の使用に加え、転倒防止措置を行うこと。
- ⑬ 施工前に実施設計図、設計計算書、施工計画書、施工要領書、使用機材一覧表、その他市担当者から指示した書類等を作成し、市担当者の承諾を受けてから施工すること。
- ⑭ 外壁の穴開け等を行う前には、鉄筋や埋込電線等を切断しないよう事前に調査を行い、施工すること。
- ⑮ 工事を計画するにあたり、工事工程表、仮設計画図、実施設計図を作成し、市担当者の承諾を受けること。その他、着手届や完了届等の提出書類は市担当者の指示による。
- ⑯ 空調設備の設置に伴い、機器製造者推奨のメンテナンススペースを確保すること。
- ⑰ 機器設置、配管、配線、試運転調整、設備機器等の取付け等、本契約に関わる工事費一切は賃貸借に含めること。設置については、各機器製造者仕様並びに最新版の公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）、学校給食衛生管理基準を参考とし、関係する法令、条例及び規則等を遵守すること。
- ⑱ 屋内におけるドレン管は保温付きVPを採用し、逆勾配にならないように配管すること。

- ⑲ 原則、動力三相仕様の空調設備においては、既設キュービクル内に専用ブレーカーを増設し、手元盤を室外機付近に設置すること。また、手元盤はステンレス製のものを使用すること。
- ⑳ 調理室内は、可能な限り配線及び配管等の隠蔽処理を行い、やむを得ず露出する配管材料及び機器取付材料においては、市担当者の承諾を受けたうえで、ステンレス製のものを使用すること。
- ㉑ リモコンは、対象機ごとに、運転、停止、設定温度、風量、タイマー設定が行えるものとする。
- ㉒ 露出する冷媒配管等は、屋内外共ラッキングに収めること。また、屋外及び調理室内はステンレス製ラッキングとすること。
- ㉓ 冷媒管は液管及びガス管共に断熱材被覆銅管（難燃性ポリエチレンフォーム）にて施工すること。
- ㉔ 室内機、冷媒管、ドレン管等の設置に際し、建築設備耐震設計・施工指針や公共建築工事標準仕様書機械設備工事編等に基づき、適切に振れ止め支持を行うこと。
- ㉕ 空調設備のドレンはルーフドレン、雨水側溝等に放流することとし、ドレン用の間接排水等を設置すること。
- ㉖ 使用する室外機等の騒音値が敷地境界線上にて当該地域の騒音に係る規制基準値を超える場合には防音対策を講じ、当該規制値を遵守すること。
- ㉗ 点検口を設ける場合は、開口補強を行うこと。
- ㉘ 建築副産物の処理について、撤去及び設置により発生した建設廃棄物は、関係法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）を遵守し、適正処理に努めること。また、マニフェスト伝票の写しを市担当者へ提出すること。
- ㉙ 施工に際し、現場を管理する者として管工事施工管理技士を適正に配置すること。施工を下請けする場合は、本契約の受注者と直接契約する者（工事元請）の中から配置することとし、施工計画書等にて適切な配置が確認できる資料を市に提出すること。
- ㉚ 工事期間中、建設工事保険及び請負業者賠償責任保険に加入し、証書の写しを提出すること。
- ㉛ 官公庁ほかへの必要な届出手続等を、遅延なく適切に行うこと。
- ㉜ 地域への貢献として、可能な限り市内に本店を有する事業者の活用に努めること。

9 成果品の納品

受注者は賃貸借物品の設置期限までに、以下を提出すること。

- ・完成図書（実施設計図書及びそれに係る計算書、試験成績書、完成図面、設置機器一覧表、設置機器図面、出荷証明書、完成写真、工事写真等）紙図面1部及び電子データ（図面データはJWCAD及びPDF形式）によるCD-R形式1部

- ・保険に関する書類 1式
- ・その他発注者から指示した事項

10 その他

- (1) 賃貸借料の支払いは、賃貸借期間開始の令和8年7月分から月払いとし、一か月の期間終了後、受注者から請求書受領後30日以内に支払うこととする。
- (2) 本仕様書に関して定めのない事項または疑義が生じた場合については、発注者と受注者が協議し決定することとする。